

令和7年度 阪南市立保育所 会計年度任用職員（保育補助員：夕方） 登録者募集要項

こども未来部 こども政策課

市内の公立保育所での保育や職務に必要な熱意を有する方を募集します。

※選考を経て登録者名簿に登録された方より必要数に応じて、任用（採用）します。

※会計年度任用職員として採用されると、一般職の地方公務員となり、服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

1、職 種 保育補助員(夕方)

2、勤務内容 延長時間帯のクラス保育、異年齢保育を行う。日中の子どもの様子を引き継ぎ、必要事項を保護者に伝える。迎えの保護者に帰し、降所の確認をする。等

3、任用期間 勤務開始日～令和8年3月31日
(※勤務実績に応じて再度任用される場合があります。)

4、資 格 特になし（但し保育士有資格者を優先）
地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない方。

【欠格条項】

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 阪南市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

5、任用条件

勤務日	月～土曜日 週6日勤務（土曜日については勤務を要しない場合があります。） (日曜・国民の祝日に関する法律の規定する休日及び年末・年始は休み)
勤務時間	(月～土曜日) 15:30～19:00 (2.5時間～3.5時間のローテーション勤務) 〔 15:30～18:00 (2.5時間) 15:30～18:30 (3時間) 15:30～19:00 (3.5時間) 〕
勤務場所	阪南市立保育所（石田保育所、下荘保育所のいずれか）
報酬等	時給 1,382円（地域手当相当分含む）
各種手当	費用弁償（通勤費）、期末手当、勤勉手当の支給はありません。 車通勤の場合は全額自己負担により保育所敷地外で駐車場の確保が必要です。
休暇	任用期間や勤務日数に応じて、年次有給休暇や特別休暇（忌引休暇など）があります。
社会保険	労働者災害補償保険（労災）が適用されます。 健康保険、厚生年金保険、雇用保険は対象外です。

*その他、勤務条件について、協議を要するときは、こども政策課長と保育所長で協議します。